和歌山市	計画確認歌山都市 画整歌山市 書認理第一地計 測事業一区画 及に土事 び図よ区画 換出地業 地来区東	田和歌山県 町五丁目和歌 歌山市 各一部太田・黒田・友	昭和四十二年 度～平成二十一年
大阪市	大阪駅周辺都市計 換事業区画整理 地業区画放出 計図 画確定土画 書測地事 及整出	大阪府大阪市城東区鶴見区諏訪一丁目東三各丁目の一部	成平十六年度～平成二十九年度
高知市	量理高高 図事知知 及業駅広 びの周域 換出辺都 地来土市 計形地計 画確区画事 書認画整業 測	高知市一本栄町田一町丁目、知県高知市一丁目島高町知丁目丁目、二一丁栄田目、二丁比目町目島愛各二丁目、三二町部、三丁目目、丁新三目本丁の各北	成平二十八年度～平
佐伯市	地業脇津留土 計の地区 画確区画 書定測量 及整 び理 換事	大分県佐伯市鶴岡西町の全部	成平二十二年度～平

公　　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年２月26日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 22 年３月 12 日　　財務大臣　菅　　直人

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	ドミンゴ・ナチュラル	40ｇ　パウチ	ベルギー	650円
パイプたばこ	ローランド　A　D	50ｇ　缶	ドイツ	1,300円
パイプたばこ	ローランド　B　D	50ｇ　缶	ドイツ	1,300円
葉巻たばこ	マルカフィナ　パナマ　コロニタ	１本　100㎜	パナマ	400円
葉巻たばこ	マルカフィナ　パナマ　ロブスト　ブレブ	１本　90㎜	パナマ	500円
葉巻たばこ	マルカフィナ　パナマ　ロブスト　マデュロ	１本　115㎜	パナマ	600円
葉巻たばこ	マルカフィナ　ドミニカン　デ　コロナ	１本　138㎜	ドミニカ共和国	500円
葉巻たばこ	マルカフィナ　ドミニカン　ロブスト	１本　101㎜	ドミニカ共和国	550円
葉巻たばこ	マルカフィナ　ホンデュラス　ロブスト	１本　124㎜	ホンジュラス	650円
葉巻たばこ	マルカフィナ　ホンデュラス　コロナ	１本　138㎜	ホンジュラス	550円
紙巻たばこ	クール・ナノ・ブリザード・８	20本　ＦＫ	シンガポール	320円
葉巻たばこ	Cohiba 30 Aniversario Robusto Especial	１本　192㎜	キューバ	50,000円
葉巻たばこ	Montecristo Antiguo Humidor 2009	１本　194㎜	キューバ	10,000円
葉巻たばこ	San Cristobal de la Habana O'Reilly	１本　160㎜	キューバ	10,000円

外国為替及び外国貿易法第55条の３第３項の届出に関する公告

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第55条の３第３項の規定に基づき、同項に規定する届出者から自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい旨の届出があったので、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第６条第２項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年３月 12 日　　財務大臣　菅　　直人

届出受理年月日 届出受理番号	届出者の氏名又は名称 住所又は所在地	相手方の報告を要しないこととしたい資本取引の種類	資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい期間の開始年月日
平成22年２月24日 ＵＤ第５号	デュポン株式会社 東京都千代田区永田町２―11―１	外国為替及び外国貿易法第55条の３第１項第４号に掲げる資本取引	平成22年４月１日

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成22年３月３日失格処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 22 年３月 12 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

社会保険労務士　高木　文平
生年月日　昭和23年４月17日
住所　岩手県遠野市下組町５―５多目的交流住宅303
社会保険労務士登録番号　第07820349号
事務所の名称　高木社会保険労務士事務所
事務所の所在地　秋田県秋田市茨島２―１―７あさくら設計内
懲戒処分の対象となった行為　労働社会保険諸法令の規定違反

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成 22 年３月 12 日

農林水産大臣　赤松　広隆